

桐生市議会 議会改革調査特別委員会 行政視察報告書

視察都市	東京都町田市（人口：430,428人：令和6年9月11日現在）
視察日時	令和6年10月1日（火） 午前・午後10時30分 ～ 午前・午後12時00分
視察項目	◎議会改革の取組について ・タブレット端末の活用について ・オンライン委員会について ・高校生と町田市議会議員の意見交換会について

◎視察概要

- 視察項目 議会改革の取組について
- ・タブレット端末の活用について
 - ・オンライン委員会について
 - ・高校生と町田市議会議員の意見交換会について

(1) 説明要旨 ◎司会：町田市議会事務局 星 主査

- ◎ 町田市議会 木目田 英男 議長 より
- 本日は、「日本一しょうゆ」(株式会社 岡直三郎商店 本社：町田市、工場：みどり市)の岡さん(代表取締役 岡 資治 氏)との繋がりもあり、桐生市議会の皆様にお越しいただいた。
 - 以前、私たち自身が他市に視察に赴いた際、視察先の議員さんにも同席いただいて質疑応答などで意見交換をさせていただいたことがあった。その際に、「すごく身になった」という実感を得た経験から、本日は、こちらの議員も参加させていただこうと考えた。

町田市議会 参加議員

- 町田市議会 木目田 英男 議長
- 町田市議会 山下 てつや 副議長
- 町田市議会 議会運営委員会 東 友美 委員長
- 町田市議会 議会運営委員会 加藤 真彦 副委員長
- 町田市議会 議会運営委員会 戸塚 正人 委員

- 町田市議会 議会運営委員会 笹倉 みどり 委員
- 町田市議会 議会運営委員会 三遊亭 らん丈 委員
- 町田市議会 議会運営委員会 白川 哲也 委員
- 町田市議会 議会運営委員会 田中 美穂 委員
- 最近、高校生との意見交換会が、他市の議会改革の視察項目となることが多く、当市議会にも多数の議会が視察に来られる。
- 町田市は「子どもにやさしいまち条例」（※町田市子どもにやさしいまち条例“まちだコドマチ条例”2023年12月制定、2024年5月5日施行）を作り、若年層への主権者（教育）などに関心が増えていると感じる。

○高校生と町田市議会議員の意見交換会を開催することになった経緯について

- 2016年に選挙権年齢が満18歳以上となり、議会運営委員会の下部組織である広報広聴小委員会で、「議会関心度を上げよう」ということになり、「では高校生にアプローチしよう」ということで2017年からスタートした。
- コロナ禍で一回休んだが、今年の11月で7回目となる。
- 議員の三分の一から半分ぐらいが出席して、市内の高校で活発に意見交換をしている。

◎町田市議会事務局 水元 議事担当課長 より

○町田市の議会改革の特徴

- 議会基本条例を作り、それに沿って議会改革を進める先進市が多かったが、町田市はそれとは違い、敢えて議会基本条例は作らなかった。
- そのようなパッケージで進めるのではなく、出来ることから少しずつ、一つずつ着手するやり方で改革を始めようというのが特徴である。
- 意見が割れることもあるが、「まずはやってみようよ、始めてみよう」という姿勢で取り組んでいる。試行してみて良かったものは、取り入れていこうとしている。
- 議長諮問機関や超党派会議等でなく、議会運営委員会と議会改革特別委員会の二つで改革を進めていっている。

○議会改革のテーマ

- テーマ：関心を持ってもらう、来てもらう、傍聴してもらう、インターネット中継の視聴者を増やす

(2) 主な質疑応答

事前提出質問

○タブレット端末の活用について

◎1：グループウェアの活用について

①：町田市議会事務局 水元 議事担当課長

- 平成 23 年 1 月 19 日にグループウェアの導入を決定した。当時の議会改革特別委員会、議会運営委員会で「導入したい」という意向であった。
- 目的は、「議員活動の省力化」「事務の簡略化」であった。
- 具体的には、「議員の公務スケジュールの管理」「各種書類提出の事務局とのやり取り」「法規集や議事録といった膨大な資料の保管」「関係連絡先・共有情報の保管」等が可能となり、その情報に簡単にアクセス出来て、作業・閲覧が可能になるようなものを導入したい、という議員側の提案であった。
- 先進市としては、東京都三鷹市や神奈川県横須賀市があった。しかし、両市共にかかなり高額なシステムを導入しており、導入時に 1 千万円、ランニングコストが年間 5 百万円かかるようなものであった。
- また、パソコンに不得手な議員さんもいて、「議員全員が参加するのか？」という点も議論となり、なかなか進まなかった。
- ちょうどその頃に、民間の「サイボウズ Live※」という無料サービスがあり、試行でこれを導入することとした。半数以上の議員が参加した。
(※サイボウズ株式会社が提供したウェブアプリケーションベースの無料グループウェアサービス。個人や小規模チームの利用を想定したグループスペースを複数作成して管理する)
- 当時、町田市は紙資料が多く、決算特別委員会では、議員一人当たり 50 cm の書類の山が 5 個ほどにもなり、それを審査の度ごとに委員会室に運ぶことが必要であった。「これをデータ化して委員会室に持ち込みたい」という議員側の提案があった。
また、本会議場も含めて「パソコンを持ち込みたい」という提案もあった。
- その頃、現在の庁舎に移転が決まっており、執行部の方ではペーパーレス化の動きがあった。それに伴い執行部ではタブレットの導入が決まった。
- それに合わせて、市議会でもグループウェアからタブレットに移行していった。

◎2：タブレット端末及び通信方法、ペーパーレス会議システムの仕様と選定の経緯について

④：町田市議会事務局 五十嵐 担当係長

● タブレット及び会議システムの導入時期

2016年5月17日に情報システム活用小委員会で、「市議会におけるクラウド等活用したタブレット端末の導入について」が決定された。

同年6月に議員にタブレットを配布、9月議会で試行され、12月議会から本稼働した。

● タブレット(iPad)と同時に会議システム(富士ソフト：more NOTE)を導入。

● タブレット端末導入の目的

- ① ペーパーレス化
- ② 職員の労務費の削減
- ③ 情報の速達性向上
- ④ 情報の共有化

● 導入の効果

定量的効果：人件費や印刷費の削減→年間で476万円(試算ベース)

内訳(議会事務局+総務課)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・人件費：約100万円 ・印刷費+用紙代：約150万円 ・カラー印刷費：約200万円 ・他(FAX費用など) |
|---|

費用対効果：初年度費用(導入+ランニングコスト)→400万円

2年度目以降費用(ランニングコスト)→350万円

⇒よって、初年度より年間76万円の経費削減になった。

紙の削減量：議会事務局：約7万6000枚

総務課：50万枚以上(調査で追い切れた範囲。会議資料以外にも、例規集、要綱集等を含む)

定性的効果：①資料提供速度の向上

→印刷して揃えたり、運搬したりする手間がなくなり即時タブレットで見てもらえるようになった。

→修正時にページ差替え等が不要となった。

②議員が市民相談や情報収集等に活用できる

→オンライン会議に使用する、筆談アプリや翻訳アプリの使用

→市からの通知、情報提供も格納可能

③災害時の連絡ツール(安否確認)に活用

→年1回安否確認の訓練をしている。

- 効果を生んでいる理由＝同じ会議システムを市役所全体で徹底利用した。
 - ・ 執行部と共同で導入
 - ・ 執行部と議会の資料共有だけでなく、執行部から議員への情報提供も
 - ・ 議会での会議以外に、執行部の会議(経営会議、部長会議、その他)

それができた背景

- ・ 議会でのタブレット導入以前から、執行部では大量に運用していた。
 - 2016年時点で300台程度を全管理職向けに配布
 - 議会でも、導入にあたっては協力体制をとってノウハウの共有やルール作りを行った。
- ・ ペーパーレス化を含め ICT 施策に積極的な執行部であった。

- 課題と対策

課題：資料の見にくさ等

- ・ 画面が小さい (現在 iPadPro を使用。A4 サイズ)
- ・ 資料のファイルがたくさんあり、同時に開けない
(会議システムでは2つ以上のファイルを同時に開けない)
- ・ 資料へのメモがしにくい
(会議システムのメモ)



対策：①複数のファイルを開く際には、1枚もののファイルに結合して見る

②一人につき3デバイスまで会議システムを利用可能とする

例) 配布タブレット+自身のノート PC+自身のスマートフォン

③完全ペーパーレスを強要しない

- ・ 必要に応じて印刷も可能に
- ・ 予算書、決算書報告資料のような冊子ものについては、希望議員にのみ配布 (ただし、希望は減少傾向にある)

- タブレット端末と通信方法等について

タブレット端末：2016～2019年 iPad Air 2

→2020～2023年 iPad7

→2024年5月～ iPad Pro

通信方法：iPad をセルラーモデルで購入。ソフトバンクの5ギガバイトの契約。

本会議場、委員会室、会派室に Wi-Fi 環境を整備

ペーパーレス会議システム：more NOTE を使用

→他社製端末や他の会議システムも検討はしたが、コストや運用面、先行導入している市長部局との情報共有等も考慮し、上記のような状態となった。

◎3：タブレット端末及び通信回線、ペーパーレス会議システムの導入費用と毎月の費用負担について

④：町田市議会事務局 五十嵐 担当係長

- 通信回線
ソフトバンク ベーシックデータ定額プラン5ギガバイト
- 端末利用負担
 - ・2016～2019年 iPad Air 2
導入費用：約50万円(初期設置、Wi-Fi整備等)
ランニングコスト：約20万円/月
(議員36台+議会事務局5台のレンタル料、通信費)
 - ・2020～2023年 iPad7
導入費用:112,750円
ランニングコスト：約18万円/月
 - ・2024年5月～ iPad Pro
導入費用：約22万円
ランニングコスト：約30万円
- ペーパーレス会議システム
more NOTE：市長部局で一括契約している費用は、約8万円/月

◎4：資料のペーパーレス化以外のタブレット端末の活用方法について

④町田市議会事務局 五十嵐 担当係長

- 市民相談や情報収集、筆談アプリや翻訳アプリの使用、ホームページの検索等
- 災害時の(議員の)安否確認
- オンライン会議等

◎5：タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入した効果と今後の課題について

④町田市議会事務局 五十嵐 担当係長

- 効果は上記◎2で示した通り
- 今後の課題
 - ・ペーパーレス化の更なる推進

◎6：タブレット端末の運用規程を策定する際に注意すべき点について

④：町田市議会事務局 五十嵐 担当係長

- 「町田市議会端末機使用基準」について
 - ・使用基準第 6 条「端末紛失時のセキュリティ対策」
 - 「速やかに議長に届け出るものとする」
 - (議会事務局が)リモートで端末をロックしたり、データを消去したりすることでセキュリティの確保をしている
 - ・使用基準第 7 条「目的外使用の制限」
 - 「使用者は、市議会に関する会議に端末機を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的以外に使用してはならない」
 - ・使用基準第 8 条で「資料のペーパーレス化以外のタブレット端末の活用方法」を定めている

町田市議会端末機使用基準

平成 28 年 6 月 2 日施行
平成 28 年 8 月 30 日改定

(目的)

第 1 条 この基準は、町田市議会（以下「市議会」という。）における端末機の会議（本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会等の会議。以下「会議」という。）や、その他の議員活動における使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会議用システム

会議用アプリケーションソフトウェア及びサーバを一体化させたシステムのことをいう。

(2) 端末機

会議用システムを利用するために議員及び議長が許可した者（以下これらを「使用者」という。）に貸与されるタブレット型端末機並びにパーソナルコンピュータのことをいう。

(3) アプリケーションソフトウェア

コンピュータの利用者がコンピュータ上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアのことをいう。

(4) サーバ

主として端末機の操作によって生じる各種サービス要求を処理するコンピュータ

をいう。

(5) アカウント

ネットワーク、コンピュータ等にログインするための権利をいう。

(端末機の利用者)

第3条 端末機を使用することができる者は、使用者とする。

(会議用システムの利用者)

第4条 会議用システムは、アカウントを持つ議員及び職員でなければ利用してはならない。

2 会議用システムを使用するときは、使用者は、パスワードを入力するものとし、パスワードの管理は、適正に行わなければならない。

(端末機の貸与)

第5条 議長は、議員活動及び議員活動支援に使用するため、使用者に端末機を貸与するものとする。

2 端末機は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 端末機の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。

(端末機の取り扱い)

第6条 使用者は、端末機を善良な管理者として適切に管理するものとする。

2 端末機を紛失し、又は破損した場合は、速やかに議長に届け出るものとする。

(端末機の使用制限)

第7条 使用者は、市議会に関する会議に端末機を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。

(会議以外の端末機の使用範囲)

第8条 会議以外の端末機の使用範囲については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会議以外の議員活動における使用

ア 市民への啓発活動における資料閲覧

イ 行政視察等における資料閲覧

(2) 情報収集における使用

ア 市ホームページからの情報閲覧

イ 検索サイトからの情報閲覧

(3) 情報伝達における使用

ア 議員相互及び市との情報伝達

イ 災害時等の緊急情報伝達

ウ その他議長が認めるもの

(禁止事項)

第9条 端末機の使用に当たって、次の各号に掲げる事項については、これを禁止するものとする。

(1) 個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。

(2) 会議を録音し、又は録画すること。

(3) 他者の迷惑になる行為を行うこと。

(4) その他議長が定めたこと。

2 前項各号に掲げる規定に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、端末機の使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第 10 条 使用者は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うものとする。
- (2) 使用者は、データの正確性を保持し、及びデータ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。
- (3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともにそのことにつ

いて、議長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(セキュリティ対策)

第 11 条 使用者は、市の情報及び会議用システムの保全措置に関し、積極的に協力し、かつ、誠実に対処しなければならない。

(各種通知、届出等)

第 12 条 議員及び議会事務局は、双方の間で各種通知、届出等を会議用システムで行うことができる。ただし、文書によることが必要な場合は、文書で通知又は届出を行わなければならない。

2 前項の規定により会議用システムで行う各種通知、届出等は、機器、通信回線等の不具合等が発生した旨について議員から連絡があったときは、復旧の連絡があるまでの間、文書で行うものとする。

(その他)

第 13 条 端末機、会議用システムの使用等に諸問題が生じた場合は、議会運営委員会で協議するものとする。

(委任)

第 14 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

◎7：タブレット端末等の ICT 機器に不慣れな議員への対応について

Ⓐ：町田市議会事務局 五十嵐 担当係長

- 操作方法、初期設定等について説明会開催し、それでも分からない点は、個別に対応した。
- 上記◎2で回答したように、「紙資料の方が見やすい・使いやすい」という場合には、紙資料を配布している。

○オンライン委員会について

◎1：オンライン委員会を開くことができるように委員会条例を改正した経緯と改正内容について

Ⓐ：町田市議会事務局 水元 議事担当課長

- オンライン委員会導入の経緯
 - ・令和5年3月に(導入を)決定した。その頃、コロナ禍であり、それが導入の背景である。
 - ・その頃に、総務省の見解が「助言」の形で出ており、必要な措置を講ずれば、オンライン委員会も可能である、とされた。
 - ・また、その見解に呼応して、各地方議会、全国市議会議長会などで「可能なのか？」という問合せが増えた。
 - ・それを受けて、全国市議会議長会から参考条例や参考会議規則が出てきたところであった。また、11項のアドバイスのような通知が全国の各議会に出された。
 - ・その頃からある議会改革特別委員会で、議員から提案があり、検討が始まった。
- 検討した論点
 - ① 「オンライン委員会の開催要件をどうするか」
→対象と出席できる者の範囲を決めるべきではないか
 - ② 「開催は委員長の許可制なのか届出制なのか」
 - ③ 「オンラインでの出席者は評決に参加できるのか」
 - ・「他市では導入も始まっているので、できるだけ早急に導入したい」という議員がいる一方で、「法的な課題を話し合っって詳細な決め事もよく検討しましょう」という議員もあり、両者の間で議論が続いた。
 - ・その結果、まずは、上記3点を取り決めて導入しようということになった。
↓
 - ①「開催要件」は、スタート時点では「新型コロナ(重大な感染症)を対象に始めよう」ということになった。対象者は、議員のみとした。

②「許可制か届出制か」については、

- ・「許可制にすると委員長の判断が難しくなるのではないか」
- ・「何を基準に許可するのか」
- ・「欠席するときは届出制なのにオンライン委員会出席が許可制になるのはおかしい」

などの議論があり、結果として「届出制」となった。

③「オンライン出席者の評決」については、

総務省や全国市議会議長会が想定していたのが、評決まで含めたオンライン委員会だったので、「評決まで含む」ということとした。

- その後、更に6月にも条例を改正した。

去年は、全国的に風水害など災害が多く、「災害を(開催要件に)加えたい」という議論が始まり、委員会で協議の上、同年6月に改正し、災害を開催要件に加えた。

町田市議会委員会条例の一部を改正する条例

町田市議会委員会条例（昭和45年2月町田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1条～第15条 略</p> <p><u>第15条の2（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p>第16条～第31条 略</p> <p>付則</p> <p><u>（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1条～第15条 略</p> <p>第16条～第31条 略</p> <p>付則</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由説明）

本案は、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延防止措置の観点からオンラインによる方法で委員会を開会することを可能とするため、所要の改正を行うものである。

町田市議会会議規則の一部を改正する規則

町田市議会会議規則（昭和45年2月町田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条の2</u>）</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p><u>（出席委員に関する措置）</u></p> <p><u>第94条の2 この章における出席委員には、町田市議会委員会条例（昭和45年2月町田市条例第2号）第15条の2第2項の規定による届出をして、同条第1項に規定するオンラインによる方法で委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p>（不在委員）</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、<u>町田市議会委員会条例第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条</u>）</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>（不在委員）</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延防止措置の観点からオンラインによる方法で委員会を開会することを可能とするため、所要の改正を行うものである。

町田市議会委員会条例の一部を改正する条例

町田市議会委員会条例（昭和45年2月町田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>（委員会の開会方法の特例）</p> <p>第15条の2 委員長は、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>（委員会の開会方法の特例）</p> <p>第15条の2 委員長は、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

◎町田市議会オンラインを活用した委員会の開催について

1. 目的

町田市議会委員会条例(昭和45年2月町田市条例第2号)第15条の2に規定する映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会の開催について、必要な事項を次のとおり定める。

2. オンラインによる出席の手続

オンラインで委員会への出席を希望する委員は、原則として、委員会開会日の前日(土・日曜日及び休日は含まない。)の正午までに、委員長宛てにその旨を届け出なければならない。

3. オンラインによる出席の対象事由

- (1) 生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症とは、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症とする。
- (2) 地震、台風その他の大規模な災害とは、町田市議会事業継続計画に規定する震災第3配備態勢、水災第3配備態勢等にかかる災害とする。

4. オンラインにより出席する委員の責務

- (1) オンラインにより委員会に出席する委員(以下「オンライン委員」という。)は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ①情報セキュリティ対策を適切に講じること。
 - ②オンライン委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
 - ③委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- (2) オンライン委員は、委員会開議予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。
- (3) オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン委員の負担とする。

5. オンラインによる出席委員の取扱い

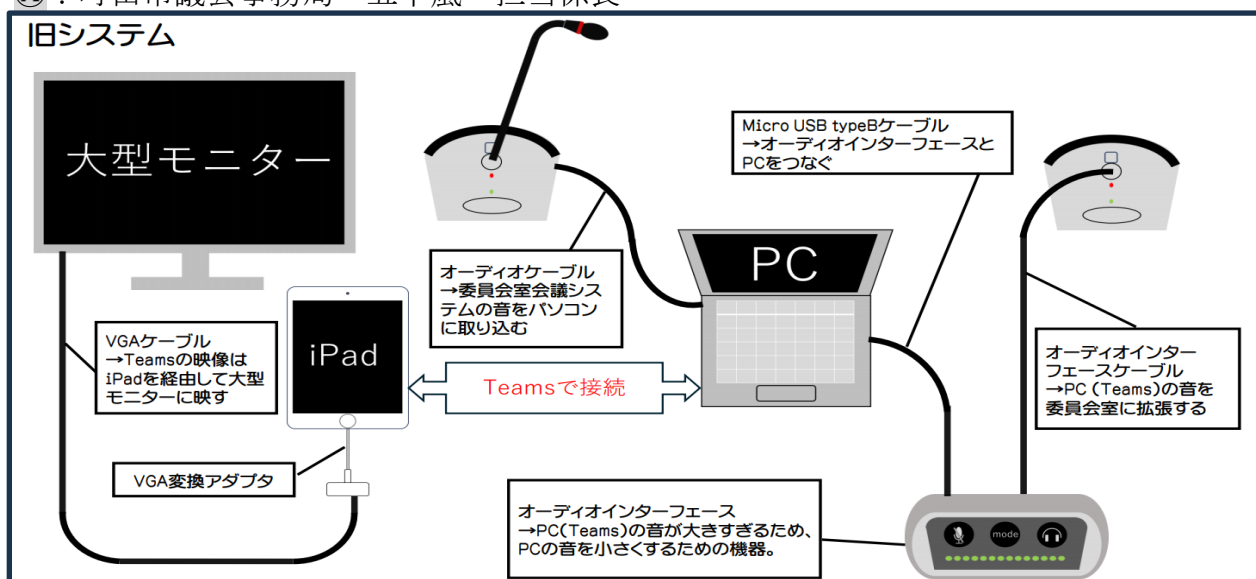
委員長は、オンライン委員について、本人の映像及び音声のいずれも確認できる場合に限り、出席委員と認めるものとする。

6. 表決の方法等

- (1) 表決は、原則として挙手とし、委員会を招集する場所に現に出席している委員とオンライン委員に対し、同時に行うものとする。
- (2) 委員長は、簡易表決等について異議の有無を諮るときは、委員会室に出席している委員及びオンライン委員に同時に行うものとする。
- (3) 表決宣告の際、映像に映り込んでいないオンライン委員は、表決に加わることができない。
- (4) 投票による表決は、オンラインを活用した委員会においては行うことができない。
- (5) オンラインを活用した委員会における選挙は、指名推選の方法で行う場合のみ行うことができる。

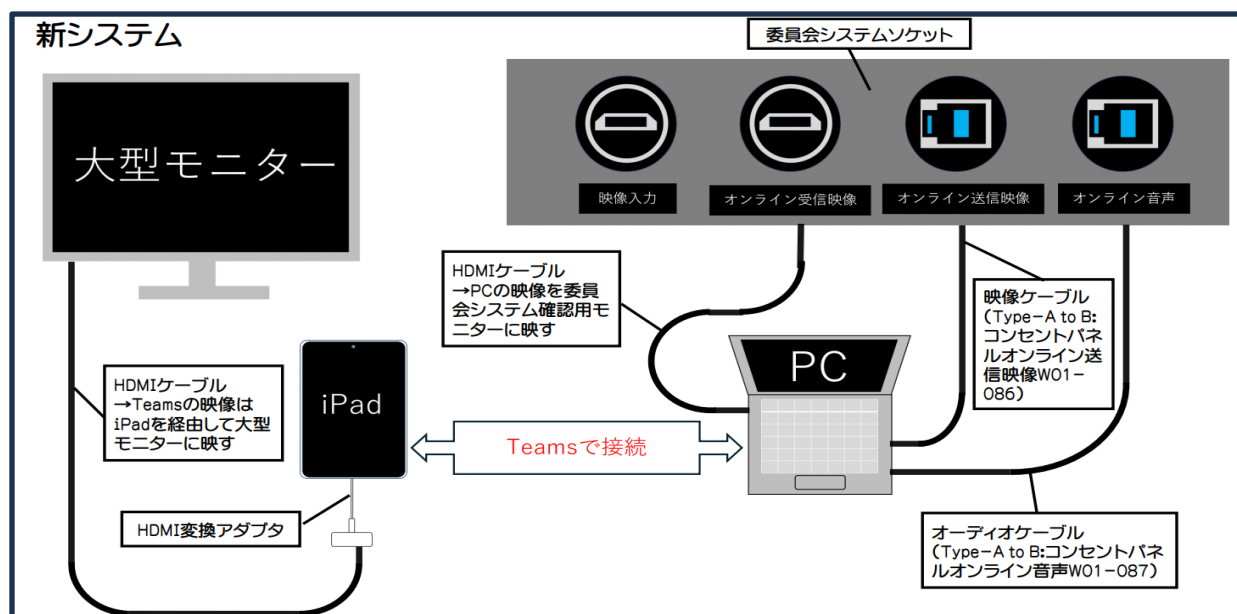
◎2：オンライン委員会を実施するために必要な設備等について

Ⓐ：町田市議会事務局 五十嵐 担当係長



- 上記がオンラインで参加している議員と委員会室を繋ぐために、映像と音声をやり取りするための概略図である。
- 用意するもの：ノートパソコン、接続ケーブル、iPad、大型モニター
- 音声：ノートパソコンでオンライン接続先の音声を取込み、委員会室に繋げる。

映像：iPad を利用し、オンライン接続先の映像を取込み、大型モニターに映す。委員会室の映像はiPad のカメラで写してオンライン先に送る。



- (本年) 1 月に委員会室が新システム(上図)に変わったが、内容的には変わらない。

◎3：オンライン委員会及びその他オンライン会議の開催実績とその概要、開催して判明した課題について

④：町田市議会事務局 水元 議事担当課長

- 条例を改正した後に、新型コロナが5類になり、議員で感染した者もなく、(オンライン委員会の)開催実績はない。
- 一度、このシステムを使えば市様を「オンラン視察」したときに、相手先にカメラを使って庁内を撮影してもらって視察した。
→接続などに問題もなく、(視察した)委員からも好評であった。
- オンライン委員会のデモンストレーションを行った際には、接続などに問題はなかったが、「委員が自宅から参加するときに、うまく参加(接続)できるか?」は、(各家庭のネット接続環境が違うため)分からなかった。
- オンライン委員会を開始するような(感染症拡大、災害)事態は起きて欲しくないが、現在のところ実績がなく、実際にやってみてから課題が出てくるかも知れない。

○高校生と町田市議会議員の意見交換会について

◎1：意見交換会を開催することになった経緯と開催の目的について

④：町田市議会事務局 高前田 様

- 議長が前述したとおり(上記p.2)である。

◎2：意見交換会の開催実績と開催概要について

④：町田市議会事務局 高前田 様

- 運営主体：議会運営委員会
- 意見交換のテーマや当日の運営方法等を協議する会議体：広報広聴小委員会
(議会運営委員会の下部組織、第1回開催当時は、編集小委員会)
- 開催実績

第1回 平成29年11月11日(日)

【テーマ】「町田をどう創る」

【参加人数】

高校生 11名 議員 5名

(市内都立高校3校)

【意見交換の方式】

ワークショップ形式で行い、本会議場で各グループがワークショップの成果を発表した。

第2回 平成30年11月10日(日)

【テーマ】当日、各グループで検討

(実際の例)

「若者から高齢者まで暮らしやすい街づくり」

「町田市Number1大計画!!」

「ステキなスクールライフを送る為の通学路改善計画」

【意見交換の方式】

高校生 27名 議員 12名

(市内都立高校6校)

【意見交換の方式】

ワークショップ形式で行い、本会議場で各グループがワークショップの成果を発表した。

第3回 平成31年11月9日（日）

【テーマ】

第1ラウンド「若者が過ごしやすいまちは」

第2ラウンド「どうしたら若者が投票するか」

【参加人数】高校生 25名（市内都立高校5校、私立高校2校）、議員 15名

【意見交換の方式および当日の流れ等】

2ラウンド方式で意見交換を行い、お菓子や飲み物を手に取りながら、付箋などを活用して議論を深めた。第2ラウンド終了後は各グループの代表者が感想を発表した。その後、議場へ移動し電子表決の体験と記念撮影を行った。

第4回 令和3年11月14日（日）

【テーマ】

第1ラウンド「コロナでどう変わった？～これまで、そしてこれから～」

第2ラウンド「町田ってどう思う？～これまで、そしてこれから～」

【参加人数】高校生 43名（市内都立高校7校、私立高校2校）、議員 20名

【意見交換の方式および当日の流れ等】

2ラウンド方式で意見交換を行い、飲み物を手に取りながら、付箋などを活用して議論を深めた。第2ラウンド終了後は各グループの代表者が感想を発表した。その後、議場へ移動し電子表決の体験と記念撮影を行った。来庁による参加グループは、ソーシャルディスタンスを保てるよう3会場に分かれての開催となった。ただし、オンライン参加校を含めた全9拠点（3校・5会議室・議場）をオンラインでつなぎ、一体となって実施した。

第5回 令和4年11月6日（日）

【テーマ】

第1ラウンド「どうすれば町田市が住みたい街ランキング1位になれるか」

第2ラウンド「どうすれば若者が投票するか」

【参加人数】高校生 36名（市内都立高校6校、私立高校3校）、議員 21名

【意見交換の方式および当日の流れ等】

2ラウンド方式で意見交換を行い、飲み物を手に取りながら、付箋などを活用して議論を深めた。第2ラウンド終了後は各グループの代表者が、グループの意見や個人の意見、感想などを発表した。その後、議場へ移動し電子表決の体験と記念撮影を行った。

※新型コロナ感染対策の観点によりソーシャルディスタンス確保をしつつ、大きな1つの会議室に**全員が対面での参加**となった。

第6回 令和5年11月5日（日）

【テーマ】

第1ラウンド「政治を身近に感じてもらうには？～高校生のアイデアで投票率UPを～」

第2ラウンド「自分が市長だったら何がやりたいか？」

【参加人数】 高校生 36名（市内都立高校4校、私立高校3校）、議員 21名

【意見交換の方式および当日の流れ等】

2ラウンド方式で意見交換を行い、飲み物を手に取りながら、付箋などを活用して議論を深めた。第2ラウンド終了後は各グループの代表者が、グループの意見や個人の意見、感想などを発表した。その後、議場へ移動し電子表決の体験と記念撮影を行った。

- コロナ禍で中断したが、それ以外は毎年度開催している。今年度で第7回となる。11月3日(日)に開催予定である。

◎3：高校生の募集方法及び参加する議員の決定方法、開催内容の決定方法について

④：町田市議会事務局 高前田 様

● 参加議員の決定方法

現在、20名を超える議員に参加いただいている状況である。

→1グループを高校生4、5名に対して議員2名で構成

申込人数に合わせてドント方式で各会派の参加議員数を決めていく。

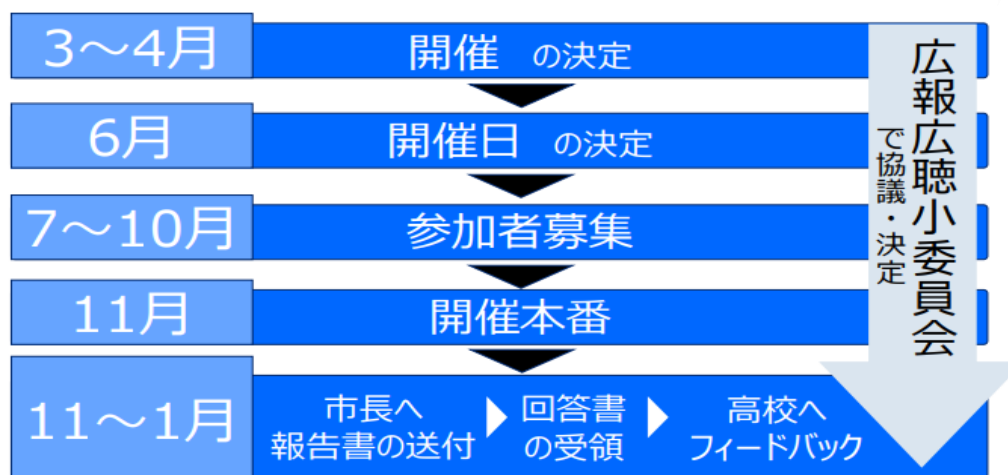
このドント方式での参加議員数の決め方は、広報広聴小委員会で協議の上で決めたものである。

● 開催当日のタイムスケジュール

13:00～	受付開始
13:30	開会
13:40～14:30【50分】	意見交換～第1ラウンド～
	休憩
14:35～15:25【50分】	意見交換～第2ラウンド～
	休憩
15:30～15:45	発表～各グループの意見や個人の感想等～
～16:00	議場にて、表決体験・写真撮影等

- ・2ラウンド制で意見交換をしていただき、その後、意見などの発表を生徒さんにしていただく。その後、議場に移り議場体験をしていただく。
- ・休憩時間に議員はグループを異動→多くの議員と意見交換できるように。

● 年間スケジュール (例)



- ・開催日は、高校側の都合で11月になることが多い。
- ・その年の3月頃に開催を決定し、5月ごろから事務局が各校の行事予定等をヒヤリングして、6月頃に広報広聴小委員会で開催日を決定する。
- ・7月発行の「市議会だより」やホームページ等で広報・募集を行う。
→ポスターを作成し、市内バスの車内や各高校に掲示をお願いしている。
- ・11月に開催し、終了後に高校生からの意見を盛込んだ「実施報告書」を作成し、市長へ報告する。

人口減少・少子高齢化... 町田の未来はどうなるの?

デパートはたくさんあるのに なぜ駅前に映画館はないの?

あなたは町田をどう創る?

町田市議会 Twitterもみてね!

インスタ映えるスポットを もっと増やしたい!

町田について意見を持つあなた！是非この機会に参加しませんか？まじめな話からちょっとしたことでもOK！議員と何でも話してみよう！

【募集】
町田市内に在住 or 在学の高校生 (15~20名)

【日時】
2017年11月11日(土) 14:00~

【内容】
ワークショップ (40分程度)
意見交換 (50分程度)
まとめ・感想 (10分程度)
・自己紹介や当日の話題を決定
・ワークショップで話した内容について議員と意見交換

【会場】
町田市庁舎 3階
町田市議会 第4委員会室

【お申込み・お問い合わせ】
町田市議会事務局
TEL: 042-724-4049
Mail: gikai@city.machida.tokyo.jp

当日参加希望の方は 11月6日(月)までに 選んでいる学校名・参加する人数・議員と話してみたいことをメール or 電話でご連絡ください

メールは右のQRコードからも送れます

2018年11月10日 (土) 開催!!

高校生ならではの「町田」への視点や想いを私たち町田市議会議員と話し合いませんか？

第2回
高校生と町田市議会議員の意見交換会

あなたは町田をどう創る？
こんなイベント、お店があったらいいな♪
町田をもっと知りたい！！
こんな町田に住み続けたい！！
駅前再開発、公共施設の再編って？
予備校帰りの夜道が不安だなあ…



■募集
市内在住 or 在学の高校生
30～40名

■日時
2018年11月10日 (土)
13:00～ 意見交換会は2時間程度の予定

■内容
意見交換会
・グループワーク
・発表 等

■場所
町田市庁舎3階

■お申込み・お問い合わせ
参加希望の方は10月10日 (水) までに町田市議会事務局へご連絡ください！！
TEL: 042-724-4049
Mail: gikai@city.machida.tokyo.jp
メールは右のQRコードからも送れます。

第3回
高校生と町田市議会議員の意見交換会

町田ってどう思う？
虐待、いじめ、差別…身近な問題はもうしたらなくなるんだろう？
町田をもっと知りたい！！
子ども達が安心して暮らせるまちって何だろう？
放課後に過ごせる場所が欲しい！

※写真は昨年の様子です。

■募集
市内在住 or 在学の高校生 40名程度

■日時
2019年11月9日 (土)
13:00～15:30
※ 終了時間は前後する場合があります。

■内容
ワークショップ 等

■場所
町田市庁舎3階 (3-2、3-3会議室)

■お申込み・お問い合わせ
参加希望の方は10月9日 (水) までに町田市議会事務局へご連絡ください！！
TEL: 042-724-4049
Mail: gikai@city.machida.tokyo.jp
メールは右のQRコードからも送れます。






日時：2021年11月14日（日）13時～15時30分
 対象：市内在住・在学の高校生 30名程度
 参加方法：**オンライン**で実施予定。
 （※原則オンラインにて実施とします。来庁にて参加をご希望の場合はご相談ください。今後感染状況を注視し、可否を判断していきます。）

詳細はこちらをご覧ください。▶

※今後の感染状況によっては、変更等の可能性があります。
 お問い合わせ：町田市議会事務局 ☎042-724-4049



高校生と町田市議会議員の意見交換会

第5回 を開催します!!

※写真は前回開催時の様子です。

■日時
2022年11月6日(日) 13:30～16:00

■場所
町田市市庁舎3階(3-2、3-3会議室)

■募集
市内在住・在学の高校生40名程度

■内容
ワークショップ等
■お申込み・お問合せ
参加希望の方は10月6日(木)までに町田市議会事務局へご連絡ください!!
TEL: 042-724-4049
Mail: gikai@city.machida.tokyo.jp

町田市議会 8月29日(月)
 令和4年 第3回定例会 → 9月30日(金)

お問い合わせは 町田市議会事務局
 電話 042-724-4049
 詳しくは市議会ホームページへ!

町田市議会 検索



議員と話してみませんか？



第6回 高校生と町田市議会議員の意見交換会を開催します！！

【日付】2023年11月5日(日)

【お申し込み・お問合せ】

【時間】13:30～16:00

参加希望の方は10月5日(木)までに

【場所】町田市庁舎

町田市議会事務局へご連絡ください！！

【募集】市内在住・在学の高校生40名程度

TEL: 042-724-4049

【内容】ワークショップ等

Mail: gikai@city.machida.tokyo.jp

町田市議会 令和5年 第3回定例会

詳しくは市議会
ホームページへ！

8月29日(火)～9月29日(金)

町田市議会

検索



第7回 高校生と町田市議会議員 の意見交換会開催決定!

議員と話してみませんか？

日付 | 2024年11月3日(日)

お申込み・お問い合わせ

時間 | 13:30～16:00

参加希望の方は10月4日(金)までに

場所 | 町田市庁舎

町田市議会事務局へご連絡ください!!

募集 | 市内在住・在学の高校生40名程度

TEL | 042-724-4049

内容 | ワークショップなど

MAIL | gikai@city.machida.tokyo.jp

集まった意見や感想の

最後は議場で

意見交換

発表

表決体験



環境にやさしい町田を
つくりたい!



前回の意見交換会の様子



賛成

反対

Q、議員とお話ができ
よかったですか?

町田市議会 令和6年第3回定例会

8.27(火) ▶ 9.30(月)

詳しくは市議会ホームページへ ▶ 町田市議会 検索

- 参加者の募集方法

高校の先生と連携

- 高校訪問等連絡を密にとり、学校単位で申込をしてもらう
- 広報用ポスター掲示依頼

広報等

- 議会だより7月30日発行号に開催案内を掲載
- プレスリリース
- 公募による募集のご案内をHP、X（旧 Twitter）に掲載
- 市内バスの車内に広報用ポスター掲示
- ダイジェスト動画の公開【第6回開催時】

- 第1回を開催するまでには、参加者募集の面で苦労した。
町田市内の高校を卒業した議員が、卒業校に行き、先生方に協力を依頼して募集を行った。
- 第2回以降は、事務局で各高校の聞き取りを行い、各高校の先生方に協力をいただいている状況である。
- 募集対象：町田市在住または町田市に在学の高校生
→公立、私立、合わせて市内に13校ある。全ての高校に声掛けしている。
→各校の窓口になってくださる先生に、訪問、電話、メール等で開催趣旨を伝え、前述のポスターの掲示等もお願いしている。
→各校の窓口の先生に参加者を取りまとめてもらっている。
- 「市内在住の(他市の高校に通う)高校生」の募集について
→市議会だより、市議会ホームページ、X(旧 Twitter)等で案内
→昨年度からは、市議会ホームページから参加申込が出来るようになった。
- 前回、第6回開催後には、ダイジェスト動画を作成。
→市議会ホームページ、町田市公式 YouTube チャンネルで公開
→現在の募集については、先生方からこの動画も利用して生徒の募集を行ってもらっている。

◎4：意見交換会を開催した成果と今後の課題について

Ⓐ：町田市議会事務局 高前田 様

- 実施後に、生徒さん、引率先生のアンケートを取っており、下記のような状況であり、おおむね好評であると認識している。
- 高校生からの意見や要望等を「実施報告書」にまとめ、議長、副議長、議会運営委員長、広報広聴小委員会委員で、市長に手渡しして、開催当日の

動画を視聴することを行っている。

- 「実施報告書」にまとめた意見、要望の一部については、回答をもらうようにしている。
→各高校の先生を通じて、生徒さんにフィードバックしている。
- いただいた意見要望に関して、議員さんが、一般質問で取り上げることもある。
- 第6回終了後、参加した高校生から「この“意見交換会”をもっと広げた方が良い」という意見を多数いただいた。
→今後の課題である。

感想（第6回意見交換会報告書より抜粋）

Q、意見交換会に参加し、市議会についての関心が向上しましたか

回答内容	回答数
向上した	28
どちらかといえば向上した	6
どちらかといえば向上しなかった	0
向上しなかった	0

Q、意見交換会に参加して、良かったと思いますか

回答内容	回答数
思う	32
どちらかといえば思う	2
どちらかといえば思わない	0
思わない	0

※上記には引率教員の回答も含まれます。

課題および新たな取組等

高校生からの意見をどのように活かしていくのか

- 実施報告書を市長への直接手渡しを行い、一部意見について回答を受領し、高校生へフィードバックする取組を実施
- 定例会で取り上げる

イベントとして取組を広くお知らせするには

- 第6回開催時にダイジェスト動画の公開
(市議会HP、町田市公式Youtubeチャンネル)
- URL : https://www.gikai-machida.jp/g07_shiryoo6.asp

■ 2次元コード :



◎町田市議会議員の皆様からの補足説明

○町田市議会 木目田 英男 議長

- 「グループウェア」についてだが、正直、現在は全く使っていない。ほとんどメールや情報共有など「more NOTE」で完結してしまっている。
- 「Side Books」の方が、「ここを見てください」というときに、即、そこに移れるという点では優れていると感じる。
- 「more NOTE」では、2つのファイルまでしか見られないので、議員によっては、更に他のデバイスで資料を見ている人もいる。
- 「ICT 機器に不慣れな議員への対応について」との質問もあったが、我々の議会でも70代の議員がいるが、現在、積極的に使っている。「不慣れ」という概念なく取組んでいる。「習うより慣れよ」だと考える。

○町田市議会 山下 てつや 副議長

- 「高校生との意見交換会」の発足時に苦心した点に関して
 - ・市内の公立高校7校は、都立高校であるので、先生方の協力を得るにあたって「大義名分」や「位置づけ」が重視された。
→「総合学習」の一環として取組むなどの、先生方のご努力もいただいた。
 - ・生徒への声かけについても、片寄ったものにならないように、市内公立高校の校長会等を通じて、まずは、各高校の先生方に声をかけてもらって広げていった。

当日質問

◎：北川委員

- ① 陳情はどのように扱っておられるのか？
- ② 市内からの陳情と市外からの陳情で対応に違いはあるのだろうか？
- ③ 議決事項について、「拡大した」と(資料に)あるが、新規の議案に対してどのように判断しておられるのか？

◎：町田市議会事務局 水元 議事担当課長

- ① 陳情に関しては、関係委員会もしくは全委員会に参考送付という形をとっている。陳情と請願を同等には扱っていない。
- ② 扱いに違いはなく同じである。
- ③ (議決事項を拡大した)経緯は、一つには、地方自治法が改正され、いわゆる基本構想が議会の議決を取る必要がなくなったということ。ただし、基本構想、総合計画のようなものは重要であり「各市議会で議決事項に加えることは可能である」ということだったので、当時の特別委員会

等で検討して「基本構想については議決事項とする」ということで、拡大することとなった。

その後、基本構想だけではなく、「10年以上の計画」等も議決事件とするように改正している。

◎園田副委員長

- ① タブレットの使用基準の中で、各種アプリのダウンロードはどのような基準になっているのか？
- ② 各議員が購入するタブレットの付属品やソフト等は、政務活動費で購入することになるのか？

◎町田市議会 木目田 英男 議長

- ① 現在は、議事に関係するもののみをダウンロード可能とし、事務局に許可を取ってアプリをダウンロードするようになっている。
アップル ID 自体が、事務局の管理になっているので、各議員が独自ではダウンロードはできないようになっている。

◎町田市議会事務局 五十嵐 担当係長

- ① アップル社のデバイスマネージメントのソフトで各タブレット(のアプリを)管理している。
特別に入りたいソフトやアプリは、議員から申出いただいて、(可能なものは)入れさせていただいている。

◎町田市議会 議会運営委員会委員・広報広聴小委員会委員 白川 哲也 議員

- ② 例えば、アップルペンシル等は(政務活動費での購入が)可能である。
また、私は、支給されたものとは別に iPad を購入したが、半分ぐらいは政務活動費で計上している。

Word や Excel 等は、事務局に言えば入れてもらえる。

また、町田市議会では more NOTE を導入しているが、Side Books に比べてカレンダー機能が便利である。スケジュールから、その時に必要な資料を見ることができる。

事務局さんがしっかりやってくれるのであれば、例えば、「今日の予定を見ると、そこに桐生市さんの視察対応に必要な資料がすべて入っている」というようなことが可能である。

◎歌代委員

タブレットを安否確認にも使っておられるとのことだったが、各議員は、私用で外出する際などにもタブレットを常時持ち歩かなくてはならないのか？

それともスマートフォン等でも対応は可能なのか？

④町田市議会事務局 五十嵐 担当係長

土日などは、各議員はタブレットを持ち帰っている。

電話回線が入っているタブレットなので、常に使えるようになっている。

安否確認には、メールに返信をいただくようにしているが、議員によっては、スマートフォンに **more NOTE** を入れている方もいる。その場合は、スマートフォンでの安否確認も可能である。

④近藤委員長

先程(園田副委員長の質問に関する答えの中で政務活動費の)案分の話があったが、案分率はどのように決まっているのか？

④町田市議会 議会運営委員会委員・広報公聴委員会委員 白川 哲也 議員
電話代やガソリン代等の使途が完全に分けられないものは、「半分」ということになっている。事務費については、現在、話し合っている最中である。

④北川委員

① 災害などの有事の際に、災害対策本部に議会も入るのか？

② 有事の際に、災害対策本部と議会との情報共有はどのように行っているのか？

④町田市議会事務局 鈴木 秀行 事務局長

① 災害対策本部は、議会事務局長が出席し、災害発生時には、正副議長と災害対策委員長に災害対策本部の内容を議会事務局長から報告させていただく。もちろん、議会でも災害対策委員長権限で会議を開催することは可能である。

② 当市の災害対策本部は、部長と LINE で繋がっており、各々が何をやっているかが分かるようになっている。防災システムの細かい内容についても全て説明できるようになっている。

ただ、(情報の)全てをお伝えしているわけではなく、重要なものはメール等で送らせていただいている。

例えば、(豪雨のときの)土日に「避難所を開設する・しない」等の情報は、朝には「開設しません」等と正副議長、災害対策正副委員長には(メールを)送り、委員長から「議員に周知してください」と指示が出れば、全議員に周知する。今のところ、風水害等で、そこまでの事態は経験していない。

(地震の場合、震度が)2 程度ではないが、3 以上になれば、議長や(災害対策)委員長からそのような指示があるであろう、と想定はしている。

◎視察成果による当局への提言または要望等

今回の町田市議会での視察では、正副議長さんをはじめ、総勢 9 名の議員さんに出迎えていただき、最後までご同席をいただいた。

町田市議会では、議会基本条例は制定していないものの、「出来ることからやっつけよう！」という姿勢で、「まずは試行的に」と、様々な議会改革を進めている。特に、高校生との意見交換会への取り組みでは、時代を作るのは常に若者であり、その意見を真剣に聞こうという熱意を感じた。

年一回行われている高校生との意見交換会では、現場を見てその空気を感じてもらい「議場での表決体験」なども行われている。その開催後のアンケート結果を見ると「市議会について関心が向上したか？」の問いに対して、参加者 34 人中「向上した」が 28 人、「どちらかといえば向上した」が 6 人となっており、主権者教育としての目的は達成していると言える。開催後には、実施報告書を市長に手渡しし、一部の意見については回答を高校生にフィードバックもしている。

桐生市議会では、不定期でまちづくり討論会や出前講座で中高生との意見交換を行っているが、定期的な開催の取組も必要であろう。同時に、議会を身近に感じる議場での表決体験等も、取り入れることを検討したい。

町田市議会の ICT 化は、庁舎移転のタイミングで、執行部と議会が共に行ったとのことであった。その進め方は、桐生市議会と似ている。それ故に、色々な問題点や、その解決策等、今後の桐生市議会で行っていきべきことについても、大変勉強になった。

例えば、「タブレット端末の活用」については、「どのように使うか・どのように使用制限をするか」の取り組みが大変参考になった。筆談などを含む市民との対話や情報検索、災害時の議員自身の安否確認などにも使用しているが、多機能であるタブレット端末を、慎重に検討した一定の使用範囲に限定して使用するようにしている。

その他にも、ご同席いただいた町田市議会の多くの議員さんたちからは、実体験を踏まえた非常に示唆に富む実例を、いくつもお紹介いただいた。

貴重な視察の機会をいただけたことに、心底より感謝申し上げたい。